



県 章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

*44 和歌山県税条例の一部を改正する条例

(税務課) 4

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、以下のとおりです。

(1) 県民税

ア 所得割の課税標準の算定について、所得税法第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとすることとしました。(第21条関係)

イ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とすることとしました。(第36条の12関係)

ウ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとしました。

(ア) 平成28年4月1日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。(附則第11項の7及び第14項の2の26関係)

(イ) 平成 29 年度以後の各年度分の個人の県民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。 (附則第 14 項の 2 の 27 ~ 第 14 項の 2 の 30 関係)

(2) 事業税

資本金の額又は出資金の額 1 億円超の普通法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の事業税について、所得割の税率の引下げ並びに付加価値割及び資本割の税率の引上げを行うこととしました。 (第 39 条及び附則第 23 項関係)

(3) 地方消費税

譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課す等所要の措置を講ずることとしました。 (第 42 条の 13 の 2、第 42 条の 13 の 10 及び附則第 7 項の 6 関係)

(4) 県たばこ税

紙巻たばこ 3 級品に係る県たばこ税の特例税率を、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に段階的に縮減及び廃止することとしました。 (附則第 10 項の 9 及び改正条例附則第 8 項関係)

(5) 狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、平成 30 年度までの間、対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者及び有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者の狩猟者登録に係る狩猟税の軽減又は免除の特例措置を講じました。 (附則第 22 項~第 22 項の 4 関係)

(6) その他

地方消費税の税率引上げの施行期日を平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更しました。 (改正条例附則第 23 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1 の(3)の改正 平成 27 年 10 月 1 日
- (2) 1 の(1)のア、イ及びウの(ア)の改正 平成 28 年 1 月 1 日
- (3) 1 の(2)及び(4)の改正 平成 28 年 4 月 1 日
- (4) 1 の(1)のウの(イ)の改正 平成 29 年 1 月 1 日

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第44号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第36条の12中「国外特定配当等」を削り、「をいう。次条」を「(次条)に、「あっては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第38条第1項中「第21条の7」を「第21条の6」に改める。

第42条の13の2第1項中「課税資産の譲渡等」の次に「(第42条の13の10において「課税資産の譲渡等」という。)及び同項に規定する特定課税仕入れ(同条において「特定課税仕入れ」という。)」を加える。

第42条の13の10第1項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の次に「及び特定課税仕入れ」を加え、「の資産及び」を「の資産、」に、「以下この条において同じ。」ごとに」を「次項において同じ。」ごとに」に改める。

第42条の37第3項第2号中「特に知事が認める」を「規則で定める」に改め、「(法第75条の3第1号のゴルフ場の利用を除く。)」を削る。

附則第7項の6中「第42条の13の2」を「第42条の13の2第1項」に改め、「同じ。」の次に「及び特定課税仕入れ(同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。)」を、「の課税資産の譲渡等」の次に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第11項の6の次に次の1項を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

11の7 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座(以下この項及び附則第14項の2の26において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び附則第14項の2の26において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第9条の9第2項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配

当割を課する。

附則第14項の2の25の次に次の1項を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

14の2の26 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

附則第22項を次のように改める。

(狩猟税の課税免除)

22 知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われた場合においては、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

附則第22項の次に次の3項を加える。

22の2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われたときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の税率の特例)

22の3 平成31年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項にお

いて同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

22の4 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項(鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウの表中「100分の3.1」を「100分の2.5」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の6」を「100分の4.8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

附則第6項の3第2号ウ中「(同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第10条の2の2」を削り、「第10条の5の5」を「第10条の5の4」に改める。

附則第10項の9を削る。

附則第11項の7中「及び附則第14項の2の26において「未成年者口座」を「、附則第14項の2の28、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の31において「未成年者口座」に、「及び附則第14項の2の26において「契約不履行等事由」を「、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の31において「契約不履行等事由」に改める。

附則第14項の2の3中「附則第14項の2の11」を「附則第14項の2の13」に改め、「、附則第14項の2の17及び附則第14項の2の18」を削る。

附則第14項の2の4中「附則第14項の2の25及び附則第14項の2の26」を「附則第14項の2の26、附則第14項の2の28及び附則第14項の2の29」に改める。

附則第14項の2の12から第14項の2の14までを次のように改める。

14の2の12 県民税の所得割の納稅義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)

において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、法附則第35条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（附則第14項の2の9の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

14の2の13 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（附則第14項の2の9の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

14の2の14 削除

附則第14項の2の17から第14項の2の19までを次のように改める。

14の2の17から14の2の19まで 削除

附則第14項の2の26を附則第14項の2の31とし、同項の前に次の4項を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

14の2の27 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（次項及び附則第14項の2の29において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項から附則第14項の2の30までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の28 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額（以下この項及び次項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若

しくは遺贈又は同項第3号に掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納稅義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第14項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の29 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納稅義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令で定めるところにより、同項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- (1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。
- (2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があった未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があった時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。
- (3) 契約不履行等事由の基因となった未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。
- (4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納稅義務者については、同号の移管があった時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納稅義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の未成年者口座内上場株式等(租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。)の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

14の2の30 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなさ

れる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第23項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」に、「100分の4.6」を「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中和歌山県税条例第42条の13の2第1項及び第42条の13の10第1項の改正規定並びに同条例附則第7項の6の改正規定並びに附則第6項の規定及び附則第23項の規定(附則第1項ただし書の改正規定を除く。) 平成27年10月1日

(2) 第1条中和歌山県税条例第21条第2項及び第36条の12の改正規定並びに同条例附則第11項の6の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第14項の2の25の次に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成28年1月1日

(3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第5項及び附則第7項から第19項までの規定 平成28年4月1日

(4) 第2条中和歌山県税条例附則第6項の3第2号、第11項の7、第14項の2の3、第14項の2の4、附則第14項の2の12から第14項の2の14まで及び附則第14項の2の17から第14項の2の19までの改正規定並びに同条例附則第14項の2の26を同条例附則第14項の2の31とし、同項の前に4項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成29年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県税条例(以下「新条例」という。)第21条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の12の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第4条の2第2項第1号ウに規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の和歌山県税条例第4条の2第2項第1号ウに規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

6 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（和歌山県税条例第42条の13の2第1項に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例（以下「28年旧条例」という。）附則第10項の9に規定する喫煙用の紙巻たばこ（次項から附則第10項まで、附則第13項、第14項、第16項及び第18項において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第42条の35の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

9 平成28年4月1日前に28年旧条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新条例第42条の32第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、次項、附則第13項、第14項、第16項及び第18項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

10 前項に規定する者は、当該者が卸売販売業者等である場合には売り渡したものとみなされる紙巻たば

こ3級品の貯蔵場所、当該者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第12条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに、知事に提出しなければならない。

- 11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。附則第13項において「施行規則」という。)第16号の4様式による納付書によって納付しなければならない。
- 12 附則第9項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するものほか、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分(28年新条例第42条の34から第42条の35の2まで及び第42条の35の4から第42条の35の6までの規定を除く。)を適用する。この場合において、28年新条例第42条の35の10中「第42条の35の4第1項から第3項まで」とあるのは「和歌山県税条例の一部を改正する条例(平成27年和歌山県条例第44号)附則第10項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。
- 13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第9項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第42条の35の5の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第42条の35の4第1項から第3項まで又は第5項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 14 平成29年4月1日前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(28年新条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第16項及び第18項において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 15 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	前項に	附則第14項に
--------	-----	---------

	附則第12条第4項	附則第12条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第11項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
附則第12項	附則第9項	附則第14項
	から前項まで	、附則第10項及び第11項
	附則第10項	附則第15項において準用する附則第10項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
附則第13項	附則第9項	附則第14項

16 平成30年4月1日前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

17 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	前項に	附則第16項に
	附則第12条第4項	附則第12条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第11項	平成28年9月30日	平成30年10月1日

附則第12項	附則第9項	附則第16項
	から前項まで	、附則第10項及び第11項
	附則第10項	附則第17項において準用する附則第10項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第13項	附則第9項	附則第16項

18 平成31年4月1日前に28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	前項に	附則第18項に
	附則第12条第4項	附則第12条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第11項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
附則第12項	附則第9項	附則第18項
	から前項まで	、附則第10項及び第11項
	附則第10項	附則第19項において準用する附則第10項

	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第13項	附則第9項	附則第18項

(狩猟税に関する経過措置)

- 20 新条例附則第22項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 21 新条例附則第22項の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 22 新条例附則第22項の3及び第22項の4の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

(和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 23 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成24年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。
附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。
附則第3項中「行う課税資産の譲渡等及び」を「行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに」に改め、「行った課税資産の譲渡等及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える。
- 24 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。
第2条のうち和歌山県税条例第4条の2第2項第1号エの改正規定中「第37条の11の3第2項」を「第37条の11第2項」に、「同項」を「同法第37条の11の3第2項」に改める。